

令和6年度 いじめ防止基本方針

横芝光町立光小学校

1 基本方針

子どものいじめを防止するために、学校全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す
- (2) 子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じて、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

2 いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

(※) なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除

○「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

(※) いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、特別支援教育主任、養護教諭、該当学級担任

4 いじめの防止等の対策のための具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止に向けて

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・様々な場面・学習を通して、児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫をすることで、自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ・保護者との連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ・いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報共有をする。
- ・「学校生活アンケート」の実施。
- ・「相談カード」を用いての教育相談の実施。
- ・学級活動や各行事等を通して、児童の実態の把握をする。
- ・懇談会、保護者面談等を通して、保護者との連携を図る。
- ・校内生徒指導委員会において、情報収集を図る。

(3) いじめに対する処置

- ・いじめと見られる行為を認めるときは、当該職員や特定の職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童の話を開けるような体制をとる。
- ・いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り、必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・当該保護者に連絡し、家庭訪問や学校で、話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- ・教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- ・いじめた児童には、いじめは、人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることは、できなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・いじめ解消後も、一定期間（3ヶ月を目安）丁寧な見守りを継続する。
- ・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上を図る。

(4) 重大事態発生時の対応

○学校による調査組織の設置

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき：（児童が自殺を企てた場合等）
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき：

（重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。）

- 重大事態の発生と対応がわかるフロー図
横芝光町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

横芝光町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「光小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートには、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

●調査結果を横芝光町教育委員会に報告（※横芝光町教育委員会から地方公共団体の長に報告）

- ※ いじめを受けた児童又は、その保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要措置

【横芝光町立光小学校いじめ防止基本方針】

目指すこども像

- いじめをしない子
- いじめを許さない子
- お互いを尊重する子

【家庭・地域との連携】

- ・授業参観・懇談会
- ・個人面談
- ・教育相談 など

【いじめ防止対策委員会】

- 校長、教頭、教務主任
- 生徒指導主任、教育相談主任
- 人権教育主任
- 特別支援教育主任
- 養護教諭、学年部代表

【関係機関との連携】

- 教育委員会
- 児童相談所
- 警察 など

【いじめの未然防止】

- ・授業づくり …児童一人ひとりのよさを生かし、分かる授業を創造して、自己有用感や自己肯定感を育成していく。
- ・居場所づくり…児童の自主的な活動や社会性の育成を図りながら、学級・学年における好ましい人間関係やコミュニケーション能力の育成に努めていく。また、いじめを許さない雰囲気を学級をつくっていく。
- ・絆づくり …ペア学習やグループ学習の充実、学校行事や学年・学級活動を通して、児童同士のかかわりを深めていく。
- ・道徳教育と人権教育の充実
…道徳的な判断力や心情や態度、人権意識を育てていく。
- ・連携 …保護者との連携はもちろんのこと、教職員間の連携を図っていく。

【いじめの早期発見】

- ・いじめに繋がる行為を見逃さず、職員間で情報共有をする。
- ・「相談カード」を用いての教育相談の実施。
- ・学級活動や各行事等を通して、児童の実態の把握をする。
- ・保護者会、保護者面談等を通して、保護者との連携を図る。
- ・生徒指導委員会において、情報収集を図る。

【いじめへの対処】

- ・いじめられた児童、知らせた児童、関係児童の話を聞ける体制作り
- ・全職員の共通理解・情報共有（具体的な支援・指導の検討）
- ・関係諸機関との連携
- ・保護者への説明・協議・連携
- ・教育委員会への報告と再発防止に向けての取り組みの具現化
- ・いじめに対する研修

【年間計画】

- | | | | |
|-----|------------------------|-----|-----------|
| 4月 | いじめゼロ宣言（命を大切にするキャンペーン） | 5月 | いじめゼロ集会 |
| 6月 | 教育相談月間 相談カード | 7月 | 学校生活アンケート |
| 9月 | | 10月 | いじめゼロ集会 |
| 11月 | 教育相談月間 相談カード | 12月 | 学校生活アンケート |
| 2月 | 教育相談月間 相談カード | 3月 | |